

国水河計調第 21 号
令和 4 年 3 月 31 日

各地方整備局 河川部 河川調査官 殿
地域河川調整官 殿
北海道開発局 建設部 地方整備課長 殿
河川企画官 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理官 殿

水管理・国土保全局 河川計画課
河川計画調整室長
(公印省略)

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位について

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条及び第 16 条の 2 の規定並びに「河川法の一部を改正する法律等の運用について」（平成 10 年 1 月 23 日建設省河政発第 5 号、建設省河計発第 3 号、建設省河環境発第 4 号、建設省河治発第 2 号、建設省河開発第 5 号）記二の 2 の①にて、通知してきたところである。

令和 3 年の地方分権改革に関する提案募集において、複数の自治体等から、河川整備基本方針又は河川整備計画の策定単位を单一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とすることについて提案がなされ、地方分権改革有識者会議等における議論を経て、令和 3 年 12 月 21 日に「河川整備基本方針（16 条 1 項）及び河川整備計画（16 条の 2 第 1 項）の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」（施行令 10 条の 2 第 2 号）を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」（施行令 10 条の 3 第 2 号）を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 3 年度中に通知する」とする対応方針が閣議決定されたところである。

については、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化するために、別紙のとおり都道府県等に通知したところである。地方整備局等においては、都道府県等が河川整備基本方針及び河川整備計画の策定を適切に進められるよう、協議等について対応いただきたい。

別紙

国水河計調第 20 号
令和 4 年 3 月 31 日

各都道府県 河川主管課長 殿
各政令指定都市 河川主管課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室長
(公印省略)

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位について

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条及び第 16 条の 2 の規定並びに「河川法の一部を改正する法律等の運用について」（平成 10 年 1 月 23 日建設省河政発第 5 号、建設省河計発第 3 号、建設省河環境発第 4 号、建設省河治発第 2 号、建設省河開発第 5 号）記二の 2 の①にて、通知してきたところです。

令和 3 年の地方分権改革に関する提案募集において、複数の自治体等から、河川整備基本方針又は河川整備計画の策定単位を单一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とすることについて提案がなされ、地方分権改革有識者会議等における議論を経て、令和 3 年 12 月 21 日に「河川整備基本方針（16 条 1 項）及び河川整備計画（16 条の 2 第 1 項）の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」（施行令 10 条の 2 第 2 号）を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」（施行令 10 条の 3 第 2 号）を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 3 年度中に通知する」とする対応方針が閣議決定されたところです。

については、隣接する複数水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化するために、下記のとおり通知することとしましたので、これに基づき、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定を適切に進められるようお願いします。

なお、本通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言として通知します。

記

1. 河川整備基本方針について

河川整備基本方針は、水系ごとに異なる気象、地形・地質、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発、河川環境の状況等を考慮し、水系ごとに総合的な管理ができるように定める必要がある。作成に当たっては、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号。以下「施行令」という。）で定める「当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」

(施行令 10 条の 2 第 1 項) 及び「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令 10 条の 2 第 2 項) について、水系の特徴を捉えて総合的に考慮し、定めなければならないとされている。

これは、隣接する水系において、現在及び将来の気象、土地利用の現状及び将来の見通し、地形・地質、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発、河川環境の状況等が類似する場合、隣接する複数水系の河川整備基本方針を一体のものとして策定することについて妨げるものではない。

なお、この隣接する水系で状況等が類似する場合においても、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令 10 条の 2 第 2 項) については水系ごとに書き分ける必要がある。

2. 河川整備計画について

河川整備計画の策定単位は、一連の河川整備効果が発現する単位とし、原則、一級河川の指定区間は水系ごと又は本川及び一次支川の流域ごと、二級河川は概ね水系ごとを基本としているが、河川の状況に応じ、この単位によらないことができるとしている。また、一級河川の指定区間及び二級河川において左右岸の河川管理者が異なる区間では共同して一の河川整備計画を策定することとしている。

これは、隣接する水系において、現在及び将来の気象、土地利用の現状及び将来の見通し、地形・地質、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発、河川環境の状況等が類似する場合、隣接する複数水系、もしくは隣接する複数水系の複数圏域の河川整備計画を一体のものとして策定することを妨げるものではない。

なお、この隣接する水系で状況等が類似する場合においても、河川法施行令に定める「河川の整備の実施に関する事項」(施行令 10 条の 3 第 2 項) については、各水系内の区間ごとに書き分ける必要がある。

3. 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定手続きについて

河川整備基本方針について、上記 1. に該当する場合、都道府県に都道府県河川審議会が置かれている場合の当該都道府県河川審議会への意見聴取、国土交通大臣への協議、定めたときの公表等の手続きについては、隣接する複数水系を一体のものとして策定しようとする河川整備基本方針について、まとめて手続きを行うことを妨げるものではない。

河川整備計画について、上記 2. に該当する場合、必要があると認める場合の学識経験を有する者への意見聴取、関係住民の意見を反映させるために必要な措置、関係市町村長への意見聴取、国土交通大臣への協議、定めたときの公表等の手続きについては、隣接する複数水系や複数圏域を一体のものとして策定しようとする河川整備計画について、まとめて手続きを行うことを妨げるものではない。

以上